

平成25年3月28日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告	
○監査結果の公表	1

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成25年3月28日

秋田県監査委員	小 田 美恵子
秋田県監査委員	土 谷 勝 悦
秋田県監査委員	大 山 幹 弥
秋田県監査委員	阿 部 博 昭

以下、行政監査結果報告書全文記載

平成24年度

行政監査結果報告書

「法令等に基づき県が行う指導監査の実施状況について」

平成25年3月

秋田県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	行政監査の趣旨及び監査テーマ	1
2	行政監査テーマの選定理由及び目的	1
3	行政監査の主な着眼点	1
4	行政監査の実施方法等	1
第2	行政監査の結果	2
1	事前調査結果の概要	2
2	監査結果の概要	3
第3	指導監査別の結果と意見	6
第4	要望事項	6
1	指導監査の実施状況の検証と充実	6
2	指導監査の結果の積極的な公表	6
別紙	課所別改善・検討事項一覧	7
別添	個表	9

第1 行政監査の概要

1 行政監査の趣旨及び監査テーマ

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務が法令、条例等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性が確保されているかなどについて実施するものである。

本県では、定期監査の結果等を踏まえて行政監査テーマを選定しており、平成24年度は、平成21年度と同じ「法令等に基づき県が行う指導監査の実施状況について」をテーマとした。

2 行政監査テーマの選定理由及び目的

県は、法令等に基づいて、多岐にわたる分野の指導監査、検査、確認（以下「指導監査」という。）を行っており、平成21年度の行政監査において、これらの指導監査の的確な実施に資することを目的とし、「法令等に基づき県が行う指導監査の実施状況について」というテーマで実施したところである。

この行政監査の実施から3年目を迎え、指導監査の実施サイクルが概ね一巡しているが、指導監査対象団体において依然としてトラブル事案が散見されることから、今回の行政監査では、平成21年度の監査結果に対する措置の実践状況を確認するとともに、指導監査の実施状況を再度検証することにより、更なる改善に資することを目的とする。

3 行政監査の主な着眼点

行政監査の主な着眼点は、次のとおりである。

（1）指導監査に係る実施要綱、計画等について

- ア 実施要綱や実施計画は適切に作成されているか。
- イ 実施計画等に基づき適切に実施されているか。

（2）指導監査の実施体制について

実施職員に対する研修の実施状況はどうか。また、実施人員は適切であるか。

（3）指導監査の基準及び手法について

- ア 実施基準等や事務処理マニュアルを作成しているか。
- イ 関係機関との連携や事務の効率化は図られているか。

（4）指導監査の結果に対する措置について

- ア 結果の公表を適切に行っているか。
- イ 結果の通知を適切に行っているか。
- ウ 措置状況の適切な確認及び指導監査の実効性を高める方策を行っているか。

（5）不適正事案への対応について

不適正事案が発生した場合の対応の状況及び再発防止策はどのようなものであるか。

（6）平成21年度の行政監査における改善・検討を要する事項について

平成23年度において改善されているか。

4 行政監査の実施方法等

（1）実施方法

ア 事前調査

事前調査は、県が法令等に基づき行っている指導監査の実施状況を把握するため、知事部局及び教育庁を対象として、平成23年度（平成23年度に実施していない場合は、直近年度）に行った指導監査事務について調査票により報告を求める方法で実施した。

なお、監査委員が実施する定期監査及び財政的援助団体等監査の対象とな

る補助事業に係る工事検査等は調査対象としていない。

イ 予備監査

予備監査は、監査委員事務局職員が関係者の説明を求めるとともに、関係課所から事前に提出された行政監査資料や指導監査に係る関係書類を調査、確認する方法で実施した。

ウ 監査

監査は、関係課所から事前に提出された行政監査資料等に基づいて、関係課所長から監査委員が説明を求める方法で実施した。

なお、一部の事務については、イの結果を検討して行う書面監査の方法により実施した。

(2) 監査対象の選定

事前調査により報告された指導監査の中から、

- ・平成21年度に実施した行政監査の結果、改善・検討事項があった事務
- ・県民生活に関わりが深い又は県民の関心が高いと思われる事務
- ・当該課所による指導監査の結果、前回の指導監査の指摘事項が未改善で、再度指摘された事項があった事務又は不適正な事案があった事務

などを勘案して28事務を選定し、所管する本庁12、地方公所8、全20課所を対象として監査を実施した。

(3) 実施時期

ア 事前調査

平成24年10月11日から10月23日まで実施した。

イ 予備監査

平成24年12月10日から12月26日まで実施した。

ウ 監査

平成25年1月29日に実施した。

第2 行政監査の結果

1 事前調査結果の概要

事前調査によると、平成23年度は、70課所で、93事務の指導監査が行われていた。

また、指導監査の実施件数は、30, 298件であった。

なお、指導監査事務数の部局別内訳は、次のとおりである。

部局名	総事務数(注1)	左のうち平成23年度実施数
全部局共通(注2)	1	1
総務部	1	1
企画振興部	4	1
観光文化スポーツ部	1	—
健康福祉部	33	32
生活環境部	32	32
農林水産部	8	7
産業労働部	11	10
建設部	3	3
教育庁	6	6
計	100	93

注1：総事務数は、事前調査で報告のあった事務の総数であり、平成23年度に実施していない事務を含んでいる。

注2：全部局共通は、特例民法法人に関する事務である。

また、指導監査における実施要綱の策定状況、実施計画の作成状況、指導監査の公表状況についての回答は、平成20年度と比較すると、実施要綱等を策定していない

ものは、39事務（37.1％）から21事務（22.6％）に、実施計画を作成していないものは、52事務（49.5％）から31事務（33.3％）に、結果を公表していないものは、90事務（85.7％）から73事務（78.5％）とそれぞれ減少している。

調査項目	平成23年度		(参考)平成20年度	
	事務数	割合(%)	事務数	割合(%)
実施要綱等の策定状況について				
策定している	72	77.4	66	62.9
策定していない	21	22.6	39	37.1
計	93	100.0	105	100.0
実施計画の作成状況について				
作成している	62	66.7	53	50.5
作成していない	31	33.3	52	49.5
計	93	100.0	105	100.0
指導監査結果の公表状況について				
公表している	20	21.5	15	14.3
公表していない	73	78.5	90	85.7
計	93	100.0	105	100.0

2 監査結果の概要

20課所で所管する28事務の指導監査の実施状況を監査したところ、全般的に見るとおおむね適切に実施されていたが、一部において改善・検討を要するものが見受けられた。県が実施する指導監査は、県民の安全・安心の向上、関係団体等の健全な運営の確保などを図る上で欠くことのできない重要な事務であることから、常に実施体制や実施方法について見直しを行い、公正で効率的かつ効果的な実施に努める必要がある。

なお、着眼点ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 指導監査に係る実施要綱、計画等について

ア 実施要綱や実施計画は適切に作成されているか。

指導監査を実施するに当たっては、実施担当者による恣意的な監査を防ぐため、組織としての決定に基づき、指導監査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱を策定するとともに、指導監査の進行管理を適切に行えるよう実施時期や件数、実施体制等を定めた実施計画を作成することが必要である。

監査の結果、実施要綱を策定していない事務が3件、実態に合わない計画を作成している事務が3件あったほか、立入検査の際に携帯が必要な立入検査員証を作成していない事務が4件あった。

このほか、実施計画を作成していない事務が5件あったが、いずれも不正や不当が疑われることが判明してから実施が決まる事務のため、あらかじめ計画を作成することが困難なものであった。

(意見)

実施要綱等を策定する必要があるもの 3件

実態に即した計画の作成や適正な進行管理の方法について検討する必要があるもの 3件

立入検査員証を作成し、検査の際に携帯する必要があるもの 4件

イ 実施計画等に基づき適切に実施されているか。

実施計画に基づき適切な進行管理を行い、計画された指導監査を確実に実行することが必要である。また、定期的の実施する事務では、年度ごとの実施件数や対象団体等ごとの受検間隔に不均衡が生じないように、法令等の規定又は県が事務の規模や担当職員数等の勘案により定めた実施頻度を設けているものが多い。

監査の結果、実施計画対象件数に対する実施状況は、計画件数を設けている事務17件のうち、計画件数に満たなかった事務が2件あった。

また、実施頻度を定めている事務18件のうち、遵守されていない事務が

4件あった。

(意見)

計画どおりに実施する必要があるもの 2件

要綱等に基づいた実施頻度とする必要があるもの 4件

(2) 指導監査の実施体制について

指導監査は、その結果によっては指導監査対象者に対する不利益処分につながることもあり、指導の確実性を担保する観点から、複数人で実施することが望ましいところである。

また、担当職員が指導監査の実施に必要な知識や技能を十分取得できるような研修機会を確保することは、指導監査のレベルの維持・向上を図るためにも有効と考えられる。

監査の結果、指導監査の対象1件当たりの実施人員の状況は、1人で実施している事務が4件、対象規模によって1人又は複数で実施している事務が2件あり、研修については、国及び県が主催する研修や担当者会議への参加や職場内研修などの取組がなされていた。

(意見)

指導監査を複数人で行うよう実施体制を検討する必要があるもの 6件

(3) 指導監査の基準及び手法について

ア 実施基準等や事務処理マニュアルを作成しているか。

指導監査の公平性を担保する観点から、指導監査対象者の選定や監査結果の判断が恣意的にならないように、実施基準や方針を作成しておくことが有効である。

また、事務の効率性及び統一性を図るため、具体的な事務の実施手順等を記した事務処理マニュアルを作成しておくことが必要である。

監査の結果、実施基準を作成していなかった事務が1件あったが、事務処理マニュアルはすべての事務において作成されていた。

イ 関係機関との連携や事務の効率化は図られているか。

県職員数の縮減が進む中、指導監査を担当する職員数も減少していく傾向にあることから、限られた人員で効果を上げるため、効率的な事務執行が求められている。

監査の結果、16件の事務において、国や市町村、業界団体、警察の職員が指導監査に同行したり、情報を共有する等の連携がなされており、21件の事務において、支障がない程度の実施頻度の調整、対象規模に応じた書面監査や部分監査の導入、市町村への権限移譲の推進等、事務の効率化を図るための取組がなされていた。

(4) 指導監査の結果に対する措置について

ア 結果の公表を適切に行っているか。

指導監査の目的は利用者保護や各種団体、施設の適正な運営を確保することであることから、県民や関係者の注意喚起を促す観点からも、指導監査結果の情報はできるだけ公表することが望ましい。

監査の結果、公表状況をみると、報道機関、国や県のホームページにより件数等の公表を実施している事務が12件、関係者への資料配付等により周知している事務が5件あったが、そのほかの事務は重大な問題が生じていない等の理由から公表を行っていない。

未公表の事務はもとより、公表している事務であっても検査等の実施件数のみなど、限られた内容にとどまっているものが多いことから、個人情報や関係者に不利益を及ぼす情報の保護に配慮しつつ、より幅広い情報の公表を検討する必要がある。

イ 結果の通知を適切に行っているか。

指導監査により判明した改善を要する事項が早期に是正されるためには、指導監査の結果を指導監査対象者に対しできるだけ速やかに通知することが必要である。

監査の結果、要綱等に定める期限（1か月以内）内に結果を通知している事務がほとんどであるが、規定の期限を超えて通知している事務が1件、期限の規定はないが3か月以上経過してから通知している事務が2件あった。

(意見)

要綱等に定める期限を超えて通知しているものがあるので、進行管理を適切に行う必要のあるもの 1件

要綱等に期限の規定はないが3か月以上経過してから通知しているものがあるので、進行管理について検討する必要のあるもの 2件

ウ 措置状況の適切な確認及び指導監査の実効性を高める方策を行っているか。

指導監査の目的である利用者の保護、各種団体や施設の適正な運営を確保するためには、改善を要する事項に対する改善の措置が確実に実施されたかを確認することはもとより、改善事案の再発防止など、指導監査の実効性を高める方策を行う必要がある。

監査の結果、措置状況の確認については、確認方法が不適切な事務が1件、改善事案が再発している事務が2件あった。

この他の事務では、国主導の事務であるため国が確認を行っている事務2件を含めて書類又は実地により確認していた。

また、あわせて11件の事務において、改善対象者に対して次回の指導監査時まで定期的に報告徴収をしたり、自主点検表を作成させるなど指導監査対象者側の対応を求めるほか、多発する指摘事項への注意喚起のために文書通知するなど、実効性を高めるための方策が行われていた。

このように、単に指導監査時における指導にとどまらず、随時適切な指導や注意喚起を行うことは、改善を要する事案の発生予防にも資すると思われる。

(意見)

指導監査結果に対する措置状況の確認方法が不適切なため改善の必要のあるもの 1件

指導監査後の実効性を高める方策を検討する必要のあるもの 2件

(5) 不適正事案への対応について

不適正事案が発生した場合は、迅速かつ効果的な対応をとることにより、被害の拡大や再発を防止することが求められる。

監査の結果、2件の事務において不適正事案が生じていたことが分かったが、いずれも当該事案が判明した時点で指導監査を行い、行政処分の実施や関係施設すべての立入調査の実施等、速やかに適切な対応がとられていた。

また、他の施設等における類似事案の発生を予防する観点から、関係施設への注意喚起や指導監査方法の見直しが行われ、再発防止に努めていた。

(6) 平成21年度の行政監査における改善・検討を要する事項について

平成21年度の行政監査において改善・検討を求めた26件について、指導監査の対象課所が講じた改善・検討の措置状況の確認を行ったが、14件が措置済となっているものの、12件が未措置となっており、引き続き改善・検討を求めた。

第3 指導監査別の結果と意見

行政監査の対象に選定した指導監査は次の28事務であり、それぞれの監査結果は別添個表のとおりである。

なお、課所別改善・検討事項一覧は別紙のとおりである。

- 1 旅行業に関する検査
- 2 社会福祉法人に関する指導監査
- 3 介護保険施設等に関する指導監査
- 4 障害福祉施設に関する指導監査
- 5 老人福祉に関する指導監査
- 6 社会保険医療担当者に関する監査
- 7 社会保険施術担当者に関する監査
- 8 消費生活協同組合に関する検査
- 9 特定商取引に関する検査
- 10 消費生活用製品販売に関する検査
- 11 家庭用品販売に関する検査
- 12 廃棄物処理に関する監視指導
- 13 小規模水道事業に関する検査
- 14 クリーニング業に関する検査
- 15 動物の愛護及び管理に関する検査
- 16 農業協同組合に関する検査
- 17 森林組合に関する検査
- 18 漁業協同組合に関する検査
- 19 商品量目に関する検査
- 20 採石法に基づく検査
- 21 火薬類取締法に基づく検査
- 22 武器等製造法に基づく検査
- 23 液化石油ガス法に基づく検査
- 24 建築事業に関する検査
- 25 私学助成（高等学校・中学校）に関する検査指導
- 26 私学助成（幼稚園）に関する検査指導
- 27 児童福祉（保育所）に関する指導監査
- 28 児童福祉（認可外保育施設）に関する立入調査

第4 要望事項

行政監査の結果を踏まえ、次のとおり要望する。

1 指導監査の実施状況の検証と充実

平成21年度行政監査の事前調査結果と比較すると、指導監査の基本となる実施要綱等を策定していないものが37.1%から22.6%に、実施計画を作成していないものが49.5%から33.3%とそれぞれ減少しているなど、改善の傾向が見られるものの十分とはいえない状況にある。

今回は県が実施する指導監査のうち28事務を選定して監査したものであるが、改善・検討を要する事項が認められた事務においては、速やかに改善等に取り組むとともに、今回選定していない事務においても、実施状況について検証し、不十分な点があれば見直しを行い指導監査の充実に努められたい。

2 指導監査の結果の積極的な公表

指導監査結果の公表については、県ホームページなどで公表している事務が12件、関係者への資料配付等により周知している事務が5件あったが、公表の内容は指導監査の実施件数のみにとどまっているなど不十分な状況にある。

県民への情報提供及び関係団体等への注意喚起の観点から、指導監査の実施状況及び結果について、秋田県情報公開条例等に規定する非公開情報に配慮しつつ積極的な公表に努められたい。

課所別改善・検討事項一覧

課所名	指導監査事務	改善・検討を要する事項
健康福祉部 福祉政策課	社会福祉法人に関する指導監査	指導監査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。
	介護保険施設等に関する指導監査	指導監査の実施頻度について、要綱等に定める頻度とすること。
	障害福祉施設に関する指導監査	指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後2か月程度経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。
健康福祉部 長寿社会課	老人福祉に関する指導監査	平成23年度に4件の指導監査が計画されていたが、1件も実施されていないので、要綱に基づき計画的に実施すること。
生活環境部 環境整備課	廃棄物処理に関する監視指導	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、検査実施課所と協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討すること。
秋田地域振興局 福祉環境部		実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、本庁の所管課と協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討すること。
仙北地域振興局 福祉環境部		実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、本庁の所管課と協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討すること。
生活環境部 生活衛生課	小規模水道事業に関する検査	検査事務自体には問題ないが、同一の事業者が同様の指摘を繰り返し受けている例があることから、指導監査の実効性を高める方策を検討すること。
山本地域振興局 福祉環境部		措置の確認状況について、措置報告がないまま次回の検査時に確認することとしているものがあるので、確認方法について検討すること。
		検査事務自体には問題ないが、同一の事業者が同様の指摘を繰り返し受けている例があることから、指導監査の実効性を高める方策を検討すること。
由利地域振興局 福祉環境部	クリーニング業に関する検査	立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。
農林水産部 農業経済課	農業協同組合に関する検査	検査結果の通知時期について、検査終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。
	森林組合に関する検査	検査の実施頻度について、法で年1回を常例としているが、実施件数は半数となっているので、検査の効率化を図り実施頻度を満たす必要がある。
	漁業協同組合に関する検査	検査の実施頻度について、法で年1回を常例としているが、実施件数は半数となっているので、検査の効率化を図り実施頻度を満たす必要がある。

課所名	指導監査事務	改善・検討を要する事項
産業労働部 産業政策課	商品量目に関する 検査	検査の実施頻度について、要領に定める頻度とすること。
産業労働部 資源エネルギー産業課	採石法に基づく 検査	立入検査員証は、採石法第42条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているので、作成の上検査の際に携帯・提示すること。
		検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定すること。
		立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。
	火薬類取締法に基 づく検査	立入検査員証は、火薬類取締法第43条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているので、作成の上検査の際に携帯・提示すること。
		検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定すること。
		立入検査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。
	武器等製造法に基 づく検査	立入検査員証は、武器等製造法第25条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているので、作成の上検査の際に携帯・提示すること。
		検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定すること。
		立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。
	液化石油ガス法に 基づく検査	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、実施率の向上に努めること。
立入検査員証は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているので、作成の上検査の際に携帯・提示すること。		
立入検査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。		
教育庁 幼保推進課	私学助成(幼稚園) に関する検査指導	検査指導結果の通知時期について、検査指導終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。
12課所	16事務	延べ28件

1 旅行業に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	旅行業法第26条	
指 導 監 査 の 目 的	旅行業業務について、一般的な指導・監督をする。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	知事登録旅行業者	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	観光文化スポーツ部観光振興課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	旅行業等立入検査(通常検査)実施要領	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	2人
	研修等	国の旅行業法研修を受講
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	3件(平成22年度)
	実施率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	秋田県旅行業協会(協会会員が検査対象となった場合、検査結果についての情報を共有する。)
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	検査終了後、1か月以内に通知している。
	公表の状況	法令上の問題が生じ、行政指導又は行政処分を文書通知した場合のみ県ホームページに内容を掲載する。
	措置等の確認状況	指摘事項なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

2 社会福祉法人に関する指導監査

(1) 指導監査事務の概要		
根 拠 法 令 等	社会福祉法第56条	
指 導 監 査 の 目 的	利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保、不祥事の未然防止等を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	社会福祉法人（保育所のみを運営する法人を除く）	
対 象 件 数	83件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	実施要綱により原則として2年に1回。ただし、優良施設と認めた場合は4年に1回。	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	健康福祉部福祉政策課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	1人（ただし、施設の指導監査と同時に行う場合は、施設の指導監査担当職員3人が同行している。）
	研修等	社会福祉研修（都道府県等行政職員研修）を受講
実施内容	計画件数	43件
	実施件数	43件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	秋田市（社会福祉法人新会計基準研修会の共催）
	事務の効率化	「指導監査の手引き」の内容を「指導監査調書」へ反映し、指導項目・法令・基準・チェックポイント・ヒアリングの結果について並列した調書とした。
結果処理	通知の状況	指導監査終了後、おおむね1か月以内に通知している。
	公表の状況	指導監査指摘事項一覧を連絡協議会で市町村に配布
	措置等の確認状況	指摘事項は124件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	口頭指導事項についてもすべて文書で通知している。	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
指導監査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討する必要がある。		

3 介護保険施設等に関する指導監査

(1) 指導監査事務の概要		
根 拠 法 令 等	介護保険法第24条、第76条、第83条、第90条、第100条、第115条の7	
指 導 監 査 の 目 的	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	介護保険事業所	
対 象 件 数	2,912件 【内訳】施設サービス 146件 居宅サービス等 2,766件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期及び随時に実施	
法 令 等 で 定 め る 実 施 頻 度	指導要綱に基づく指導要領により、 【集団指導】 ・施設サービス 1年に1回以上 ・居宅サービス等 3年に1回以上 【実地指導】 ・施設サービス 3年に1回以上 ・居宅サービス等 6年（有効期間中）に1回以上	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	健康福祉部福祉政策課	
(2) 行政監査の結果		
実 施 要 綱 等 の 整 備 状 況	・秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱 ・秋田県介護保険施設等指導要綱 ・秋田県介護保険施設等監査要綱	
実 施 計 画 の 有 無	あり	
実 施 体 制	実 施 人 員	(定期：実地指導) ・施設サービス 3人 ・居宅サービス等 2人 (随時) ・居宅サービス等 4人
	研 修 等	国の介護保険指導監督中堅職員研修を受講
実 施 内 容	計 画 件 数	(定期：実地指導) ・施設サービス 25件 ・居宅サービス等 282件 (随時) ・計画なし
	実 施 件 数	(定期：実施指導) ・施設サービス 25件 ・居宅サービス等 282件 (随時) ・居宅サービス等 7件
	実 施 率	(定期：実地指導) ・施設サービス 100.0% ・居宅サービス等 100.0% (随時) ・実施率を求めている。
	実 施 頻 度	(定期：実地指導) 施設サービスについては、満たされているが、居宅サービス等については満たされていない。

基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県地方機関、市町村（会議で情報共有） ・国（指定取消相当事案等が生じた場合、情報提供）
	事務の効率化	施設サービス等の実地指導の周期を2年から3年に改正している。
結果処理	通知の状況	指導監査終了後、おおむね1か月以内に通知している。
	公表の状況	実地指導の結果概要を集団指導で周知
	措置等の確認状況	指摘事項は697件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策		口頭指導事項についてもすべて文書で通知している。
不適正事案への対応状況		匿名者から情報提供を受け、訪問介護事業所について通常の周期を早め実地指導を行った結果、訪問介護事業所の指定取消に至った事案があった。指定取消後、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう保険者（市町村）を通じて配慮した。なお、集団指導の活用等により、指摘の多い事項について注意喚起を促す等の再発防止に努めている。
その他		国が推進している医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムにおいて、平成20年度からの5年間で営利法人が運営する居住サービス等を行っているすべての事業所を監査対象とすることとされており、平成23年度は283件について書面による監査を実施している。
(3) 意見		
指導監査の実施頻度について、要綱等に定める頻度とする必要がある。		

4 障害福祉施設に関する指導監査

(1) 指導監査事務の概要		
根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第70条 ・障害者自立支援法第48条 ・児童福祉法第24条の15 	
指 導 監 査 の 目 的	利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保、不祥事の未然防止を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	障害福祉施設	
対 象 件 数	56件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的実施	
法令等で定める実施頻度	実施要綱により3年に1回、ただし、優良施設と認めた場合は4年に1回	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	健康福祉部福祉政策課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	3人
	研修等	社会福祉研修（都道府県等行政職員研修）を受講
実施内容	計画件数	13件
	実施件数	13件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	関係課所と合同で指導監査を実施（福祉政策課が運営面、障害福祉課が会計面、各地域振興局福祉環境部が処遇面をそれぞれ担当している。）
	事務の効率化	「指導監査の手引き」の内容を「指導監査調書」へ反映し、指導項目・法令・基準・チェックポイント・ヒアリングの結果について並列した調書とした。
結果処理	通知の状況	指導監査終了後、2か月程度経過してから通知しているものがある。
	公表の状況	指導監査指摘事項一覧を連絡協議会で市町村に配布
	措置等の確認状況	指摘事項は33件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後2か月程度経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行う必要がある。		

5 老人福祉に関する指導監査

(1) 指導監査事務の概要		
根 拠 法 令 等	社会福祉法第70条	
指 導 監 査 の 目 的	利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保、不祥事の未然防止等を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	軽費老人ホーム（介護保険施設等に併設されているもの）	
対 象 件 数	28件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	実施要綱により3年に1回、ただし、優良施設と認めた場合は4年に1回	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	健康福祉部長寿社会課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	介護保険施設等の指導監査と同時に行っており、介護保険施設等の指導監査担当職員3人と合わせて4人
	研修等	なし
実施内容	計画件数	4件
	実施件数	実施なし
	実施率	
	実施頻度	
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	実施なし
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
平成23年度に4件の指導監査が計画されていたが、1件も実施されていないので、要綱に基づき計画的に実施する必要がある。		

6 社会保険医療担当者に関する監査

(1) 監査事務の概要		
根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第45条の2 ・高齢者の医療の確保に関する法律第72条 	
指 導 監 査 の 目 的	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとる。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	保険医療機関等	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	健康福祉部長寿社会課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	監査要綱	
実施計画の有無	なし	
実施体制	実施人員	2人
	研修等	なし
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	2件
	実施率	随時の監査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	監査は国と共同で不正又は著しい不当が疑われる場合のみ実施しており、国が社会保険関係、県が国民健康保険・後期高齢者医療制度関係を担当している。なお、違反があった場合は、国が処分を実施している。
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	指定取消・登録取消の行政処分等を行った場合、医療機関名、所在地、開設者、保険医、不正内容、不正請求金額、行政処分の内容について、報道機関、国のホームページにより公表する。
	措置等の確認状況	なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

7 社会保険施術担当者に関する監査

(1) 監査事務の概要		
根 拠 法 令 等	平成11年10月20日付け老発第683号・保発第145号都道府県知事あて厚生労働省局長通知	
指 導 監 査 の 目 的	柔道整復師による施術内容又は療養費の請求内容について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公平かつ適切な措置をとる。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	柔道整復師療養費の受領委任を認められた柔道整復師	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	健康福祉部長寿社会課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱	
実施計画の有無	なし	
実施体制	実施人員	1人
	研修等	なし
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	1件
	実施率	随時の監査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	監査は国と共同で不正又は著しい不当が疑われる場合のみ実施しており、国が社会保険関係、県が国民健康保険・後期高齢者医療制度関係を担当している。なお、違反があった場合は、国が処分を実施している。
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	受領委任の取消等の処分を行った場合、柔道整復師名、施術所名、住所、開設者、不正内容、不正請求金額、措置内容について、ホームページにより公表する。
	措置等の確認状況	なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

8 消費生活協同組合に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	消費生活協同組合法第94条	
指 導 監 査 の 目 的	組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認するとともに、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	消費生活協同組合	
対 象 件 数	11件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	実施要領により、おおむね3年に1回	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	生活環境部県民生活課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県消費生活協同組合検査実施要領	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	3人
	研修等	なし
実施内容	計画件数	3件
	実施件数	3件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以内に通知している。
	公表の状況	不適正事項（業務上影響が大きいミス、悪質な処理等が原因でトラブル等を生じ、処分の対象）がある場合のみ、内容を報道機関や県ホームページにより公表
	措置等の確認状況	指摘事項は4件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

9 特定商取引に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	特定商取引に関する法律第66条	
指 導 監 査 の 目 的	特定商取引における公正な取引の確保及び消費者の利益の保護を図るため必要があると認める場合に立入検査を行う。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	特定商取引事業者	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	生活環境部県民生活課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	特定商取引に関する法律に基づく行政処分等に係る実施要綱	
実施計画の有無	なし	
実施体制	実施人員	4人
	研修等	国の消費者庁所管法令執行担当初任者・専門研修を受講
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	1件
	実施率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	警察（事件対象と同一業者が対象となる場合もあり情報交換を実施）
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以内に通知している。
	公表の状況	業務改善指示・業務停止命令の内容を報道機関や県ホームページにより公表
	措置等の確認状況	指摘事項なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

10 消費生活用製品販売に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	消費生活用製品安全法第41条	
指 導 監 査 の 目 的	消費生活用製品による消費者への危害等の防止を図る。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	消費生活用販売事業者	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	(生活センターで検査を行っている。) ・生活環境部県民生活課(本庁の所管課) ・生活センター	
(2) 行政監査の結果		
実 施 要 綱 等 の 整 備 状 況	消費生活用製品安全法に基づく立入検査実施要領	
実 施 計 画 の 有 無	あり	
実 施 体 制	実 施 人 員	2人
	研 修 等	本庁及び生活センター(北部・中央・南部)担当者で実地研修を実施
実 施 内 容	計 画 件 数	随時に実施
	実 施 件 数	13件
	実 施 率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実 施 頻 度	—
基 準 ・ 手 法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	市町村への当該事務の権限移譲を促進
結 果 処 理	通知の状況	なし
	公表の状況	必要に応じて国が公表
	措置等の確認状況	不適切な表示の製品は、即座に撤去するよう指導
実 効 性 向 上 の 方 策	特になし	
不 適 正 事 案 へ の 対 応 状 況	事案なし	
(3) 意 見		
おおむね適切に行われている。		

1 1 家庭用品販売に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	家庭用品品質表示法第19条	
指 導 監 査 の 目 的	消費者が日常的に使用する家庭用品について、品質に関する表示すべき事項等が適正であるか等について確認するため、立入検査を実施する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	家庭用品販売事業者（百貨店・スーパー・小売店等）	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	(生活センターで検査を行っている。) ・生活環境部県民生活課（本庁の所管課） ・生活センター	
(2) 行政監査の結果		
実 施 要 綱 等 の 整 備 状 況	家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施要領	
実 施 計 画 の 有 無	あり	
実 施 体 制	実 施 人 員	2人
	研 修 等	本庁及び生活センター（北部・中央・南部）担当者と実地研修を実施
実 施 内 容	計 画 件 数	随時に実施
	実 施 件 数	11件
	実 施 率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実 施 頻 度	—
基 準 ・ 手 法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	市町村への当該事務の権限移譲を促進
結 果 処 理	通知の状況	なし
	公表の状況	必要に応じて国が公表
	措置等の確認状況	不適切な表示の製品は、即座に撤去するよう指導
実 効 性 向 上 の 方 策	特になし	
不 適 正 事 案 へ の 対 応 状 況	事案なし	
(3) 意 見		
おおむね適切に行われている。		

1 2 廃棄物処理に関する監視指導

(1) 監視指導事務の概要			
根 拠 法 令 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2、第15条の2の2、第19条		
指 導 監 査 の 目 的	廃棄物の収集、運搬、処分等の基準、処理施設における技術上の基準及び維持管理の基準の遵守等、廃棄物の適正処理の推進を図る。		
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設		
対 象 件 数	39件（定期）		
定 期 ・ 随 時 の 別	定期及び随時に実施		
法 令 等 で 定 め る 実 施 頻 度	廃棄物処理施設のうち、「焼却施設」、「最終処分場」、「廃石綿等の熔融施設」等について5年3か月以内に1回		
指 導 監 査 の 担 当 課 所	（各地域振興局福祉環境部で検査を行っている。） ・生活環境部環境整備課（本庁の所管課） ・秋田地域振興局福祉環境部 ・仙北地域振興局福祉環境部		
(2) 行政監査の結果			
実 施 要 綱 等 の 整 備 状 況	秋田県廃棄物関係監視指導実施要領		
実 施 計 画 の 有 無	あり		
指 導 監 査 の 担 当 課 所 別 状 況	秋田地域振興局福祉環境部	仙北地域振興局福祉環境部	
実 施 体 制	実 施 人 員	2人	2人
	研 修 等	国の不法投棄対策のためのセミナーを受講	なし
実 施 内 容	計 画 件 数	なし（定期） 170件（随時）	2件（定期） 220件（随時）
	実 施 件 数	なし（定期） 184件（随時）	2件（定期） 110件（随時）
	実 施 率	定期検査の該当施設なし	100.0%（定期）
	実 施 頻 度	同上	満たしている。
基 準 ・ 手 法	事 務 処 理 マ ニ ュ ア ル の 有 無	あり	
	関 係 機 関 と の 連 携 状 況	市町村・警察（情報共有、法律違反に係る通報）	
	事 務 の 効 率 化	他業務の対象事業場と同時に調査	
結 果 処 理	通 知 の 状 況	検査終了後、3か月以内に通知している。	
	公 表 の 状 況	立入件数、指導件数について、県環境白書及びホームページにより公表	
	措 置 等 の 確 認 状 況	指摘事項は1件で、措置を確認している。	指摘事項は6件で、すべて措置を確認している。
実 効 性 向 上 の 方 策	実地確認後も監視を継続		
不 適 正 事 案 へ の 対 応 状 況	事案なし		
(3) 意 見			
実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、本庁の所管課と検査実施課所で協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討する必要がある。 （環境整備課、秋田地域振興局福祉環境部、仙北地域振興局福祉環境部）			

1 3 小規模水道事業に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	秋田県小規模水道条例第 1 4 条	
指 導 監 査 の 目 的	安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や浄水施設の整備について、立入検査を行う。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	小規模水道事業者・施設	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	(各地域振興局福祉環境部で検査を行っている。) ・生活環境部生活衛生課（本庁の所管課） ・山本地域振興局福祉環境部	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	水道週間監視指導等実施要領	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	2人
	研修等	生活衛生課主催の研修会を受講
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	23件
	実施率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	市町村（合同で立入検査を実施）
	事務の効率化	・市町村へ当該事務の権限移譲を促進 ・市町村と連絡調整の上、県指導計画を作成
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	立入検査の際、口頭により指示しており、次年度の検査で指摘事項の改善状況を確認している。
実効性向上の方策	・検査時に指導を行う。 ・全事業者に対し水道水の衛生確保徹底を通知	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
<p>① 措置の確認状況について、措置報告がないまま次回の検査時に確認することになっているものがあるので、確認方法について検討する必要がある。（山本地域振興局福祉環境部）</p> <p>② 検査事務自体には問題ないが、同一の事業者が同様の指摘を繰り返し受けている例があることから、指導監査の実効性を高める方策を検討する必要がある。（生活衛生課、山本地域振興局福祉環境部）</p>		

14 クリーニング業に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	クリーニング業法第10条	
指 導 監 査 の 目 的	クリーニング所の定期的な監視	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	クリーニング所、取扱所及び業務用車両	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	(各地域振興局福祉環境部で検査を行っている。) ・生活環境部生活衛生課（本庁の所管課） ・由利地域振興局福祉環境部	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	生活衛生関係営業施設等の監視指導方針	
実施計画の有無	なし	
実施体制	実施人員	1人
	研修等	生活衛生課主催の生活衛生関係業務班長会議に参加
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	32件
	実施率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	市に対して当該事務に関する権限移譲の説明を実施
結果処理	通知の状況	検査実施当日に通知している。
	公表の状況	クリーニング所・取次所の施設数及び監視件数について、県ホームページにより公表
	措置等の確認状況	指摘事項は2件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討する必要がある。（由利地域振興局福祉環境部）		

15 動物の愛護及び管理に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	動物の愛護及び管理に関する法律第24条、第33条	
指 導 監 査 の 目 的	動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発及び特定動物の適正管理を徹底させる。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	動物取扱業者、特定動物飼養者	
対 象 件 数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定動物飼養施設 34件 ・ 動物取扱業施設 446件 	
定 期 ・ 随 時 の 別	特定動物飼養施設は定期的を実施	
法令等で定める実施頻度	計画により、特定動物飼養施設は年1回以上	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	(動物管理センターで検査を行っている。) ・ 生活環境部生活衛生課 (本庁の所管課) ・ 動物管理センター	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護管理業務に関する行政指導及び不利益処分等取扱い要綱 ・ 秋田県動物愛護管理推進計画 (あきた動物愛護管理アクティブプラン) 	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	2人
	研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A H A 家庭犬のしつけ方講座の受講 ・ 動物由来感染症対策技術研修会の受講 ・ 都道府県、指定都市、中核市動物愛護管理行政実務担当者会議に参加 ・ 動物愛護管理研修の受講
実施内容	計画件数	34件 (定期)
	実施件数	34件 (定期) 367件 (随時)
	実施率	100.0% (定期)
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	保健所、市町村、警察、国 (各所管の関係法令に関する事務と多様に重複・関連する事例があるため)
	事務の効率化	立入検査の実施状況の記録をデータベース化
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	「動物取扱業登録の抹消」及び「特定動物飼養許可の取消し」については、報道機関、県ホームページで詳細を公表しており、その他、施設数、立入検査実施件数、措置内容についても県ホームページで公表している。
	措置等の確認状況	指摘事項なし
実効性向上の方策	電話により進捗状況を確認、再指導、完了時に再度現地を確認している。	

不適正事案への対応状況	<p>特定動物飼養施設において死亡事故が発生し、すべての特定動物飼養施設を対象に緊急の立入検査を実施した。事故発生以前に実施した立入検査で指導した事項が守られていなかった状況に対し、管理者が指導を受けていないと主張した事案があったため、立入検査実施マニュアルを策定し、不適切な事項があった場合、現地での口頭指導のほか、指示書を発行することとした。</p>
(3) 意見	
<p>おおむね適切に行われている。</p>	

16 農業協同組合に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	農業協同組合法第94条	
指 導 監 査 の 目 的	合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営及び健全な発達の促進に資する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	農業協同組合	
対 象 件 数	16件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的を実施	
法令等で定める実施頻度	法により、年1回を常例	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	農林水産部農業経済課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県農業協同組合等検査要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	1～7人
	研修等	・非常勤職員職場研修の実施 ・国の協同組合検査職員応用資産査定演習に参加
実施内容	計画件数	16件
	実施件数	16件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	J A全国農業協同組合中央会 J A全国監査機構秋田県監査部（双方の検査・監査結果の検討、現状の問題点等について共通認識化を図る。）
	事務の効率化	非常勤職員の採用による事務の対応
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以上経過してから通知しているものがある。
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項は646件で、すべて措置報告を受理しているが、確認は次回検査時に行うことにしている。なお、措置に一定の期間を要するものについては、定期的に報告を求めるとしている。
実効性向上の方策	報告を求め、改善命令を発令	
不適正事案への対応状況	事案なし	
その他	当該事務は、平成24年度の組織改編により、検査担当課所が農林水産部農林政策課団体指導室から同部農業経済課に移管されている。	
(3) 意見		
検査結果の通知時期について、検査終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討する必要がある。		

17 森林組合に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	森林組合法第111条	
指 導 監 査 の 目 的	合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営及び健全な発達の促進に資する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	森林組合	
対 象 件 数	12件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的を実施	
法令等で定める実施頻度	法により、年1回を常例	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	農林水産部農業経済課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県森林組合等検査要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	3人
	研修等	・非常勤職員職場研修の実施 ・国の協同組合検査職員応用資産査定演習に参加
実施内容	計画件数	6件
	実施件数	6件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしていない。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	秋田県森林組合連合（検査状況に応じた内容の照会）
	事務の効率化	非常勤職員の採用による事務の対応
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以内に通知している。
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項は122件で、すべて措置報告を受理しているが、確認は次回検査時に行うことにしている。なお、措置に一定の期間を要するものについては、定期的に報告を求めることにしている。
実効性向上の方策	報告を求め、改善命令を発令	
不適正事案への対応状況	事案なし	
その他	当該事務は、平成24年度の組織改編により、検査担当課所が農林水産部農林政策課団体指導室から同部農業経済課に移管されている。	
(3) 意見		
検査の実施頻度について、法で年1回を常例としているが、実施件数は半数となっているので、検査の効率化を図り実施頻度を満たす必要がある。		

18 漁業協同組合に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	水産業協同組合法第123条	
指 導 監 査 の 目 的	合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営及び健全な発達の促進に資する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	漁業協同組合	
対 象 件 数	30件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	法により、年1回を常例	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	農林水産部農業経済課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県水産業協同組合検査要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	2人
	研修等	・非常勤職員職場研修の実施 ・国の協同組合検査職員応用資産査定演習に参加
実施内容	計画件数	15件
	実施件数	15件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしていない。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	非常勤職員の採用による事務の対応
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以内に通知している。
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項は171件で、すべて措置報告を受理しているが、確認は次回検査時に行うことにしている。なお、措置に一定の期間を要するものについては、定期的に報告を求めることにしている。
実効性向上の方策	報告を求め、改善命令を発令	
不適正事案への対応状況	事案なし	
その他	当該事務は、平成24年度の組織改編により、検査担当課所が農林水産部農林政策課団体指導室から同部農業経済課に移管されている。	
(3) 意見		
検査の実施頻度について、法で年1回を常例としているが、実施件数は半数となっているので、検査の効率化を図り実施頻度を満たす必要がある。		

19 商品量目に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	計量法第148条	
指 導 監 査 の 目 的	食料品等を量目で販売する事業所内の商品について、計量法で定める量目公差内で計量管理が行われているか確認する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	県内食料品小売事業所	
対 象 件 数	102件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的実施	
法令等で定める実施頻度	実施要領により、3年を超えない周期	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	産業労働部産業政策課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	秋田県量目立入検査実施要領	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	3人
	研修等	職場内研修
実施内容	計画件数	14件
	実施件数	14件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしていない。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	(社)秋田県計量協会(計量法上の適正計量管理事業所に指定されている事業所より計量管理を委託され実施)
	事務の効率化	1日の検査体制を2人から3人に増員した結果、1日当たりの検査店舗数の増加を図った。
結果処理	通知の状況	検査終了後、1か月以内に通知している。
	公表の状況	検査実施期間、調査店舗数、調査品目と調査数、適正商品と不適正商品の数、不正戸数、不正件数率等について、県ホームページ、業務概要、(社)秋田県計量協会会報により公表
	措置等の確認状況	指摘事項は5件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
そ の 他	当該事務は、組織改編により、検査担当課所が産業経済労働部計量検定所から産業労働部産業政策課に移管されている。	
(3) 意見		
検査の実施頻度について、要領に定める頻度とする必要がある。		

20 採石法に基づく検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	採石法第42条	
指 導 監 査 の 目 的	砕石、石材、工業用原料等の岩石採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることを目的とする。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	岩石採取場	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	産業労働部資源エネルギー産業課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	なし	
実施計画の有無	なし	
実施体制	実施人員	1人
	研修等	国の採石法施行業務研修
実施内容	計画件数	随時に実施
	実施件数	26件
	実施率	随時の検査のため、実施率は求めている。
	実施頻度	—
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	(社)秋田県採石業協会・権限移譲先市町村（合同で立入検査を実施）
	事務の効率化	・市町村へ当該業務の権限移譲を促進 ・近隣の採取場を同日に検査
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
<p>① 立入検査員証は、採石法第42条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているため、作成の上検査の際に携帯・提示する必要がある。</p> <p>② 検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定する必要がある。</p> <p>③ 立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討する必要がある。</p>		

2 1 火薬類取締法に基づく検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	火薬類取締法第43条	
指 導 監 査 の 目 的	火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等の取扱が基準どおりであり、火薬類による災害が防止され、公共の安全が確保されているか確認する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	火薬庫等	
対 象 件 数	108件（定期）	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期及び随時に実施	
法令等で定める実施頻度	法令等に実施頻度の規定は明記されていないが、火薬類取締法に規定する保安検査と同時に毎年1回実施している。	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	産業労働部資源エネルギー産業課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	なし	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	1～2人
	研修等	国の火薬類取締法研修を受講
実施内容	計画件数	108件（定期）
	実施件数	108件（定期） 7件（随時）
	実施率	100.0%（定期）
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	秋田県火薬類保安協会（協会の巡回指導結果報告会議で状況報告を受け、意見交換）
	事務の効率化	近隣の事業所を同日に検査
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以内に通知している。
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項は2件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
<p>① 立入検査員証は、火薬類取締法第43条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているため、作成の上検査の際に携帯・提示する必要がある。</p> <p>② 検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定する必要がある。</p> <p>③ 立入検査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討する必要がある。</p>		

2.2 武器等製造法に基づく検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	武器等製造法第25条	
指 導 監 査 の 目 的	猟銃等の製造、販売、その他の取扱が基準どおりであり、公共の安全が確保されているか確認する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	猟銃等販売事業所	
対 象 件 数	13件（定期）	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期及び随時に実施	
法令等で定める実施頻度	法令等を実施頻度の規定は明記されていないが、火薬類取締法に規定する保安検査と同時に毎年1回実施している。	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	産業労働部資源エネルギー産業課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	なし	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	1人
	研修等	国の猟銃等保安対策講習会を受講
実施内容	計画件数	13件（定期）
	実施件数	13件（定期） 2件（随時）
	実施率	100.0%（定期）
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	近隣の事業所を同日に検査
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
<p>① 立入検査員証は、武器等製造法第25条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているため、作成の上検査の際に携帯・提示する必要がある。</p> <p>② 検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定する必要がある。</p> <p>③ 立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討する必要がある。</p>		

2 3 液化石油ガス法に基づく検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条	
指 導 監 査 の 目 的	液化石油ガス法に定められた基準の遵守状況等について検査を実施し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化を図る。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	液化石油ガス販売事業所、保安機関事業所	
対 象 件 数	259件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	実施要領により、原則5年に1回	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	産業労働部資源エネルギー産業課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	液化石油ガス関係事業所立入検査実施要領	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	1～3人
	研修等	国の液化石油ガス保安法研修を受講
実施内容	計画件数	61件
	実施件数	57件
	実施率	93.4%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・実施件数を絞り込み、検査周期を3年から5年に延長 ・検査時間の短縮（書類不備等確認に時間を要する場合、後日説明を求める、大規模事業所は複数職員で検査する等により検査時間を短縮） ・検査を円滑に実施するため、事業者向け講習会等の場で検査項目等を説明 ・遠方の検査箇所については、宿泊し複数の検査を実施することにより、移動時間を短縮
結果処理	通知の状況	検査終了後、3か月以内に通知している。
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項は205件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	

(3) 意見

- ① 実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、実施率の向上に努める必要がある。
- ② 立入検査員証は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているため、作成の上検査の際に携帯・提示する必要がある。
- ③ 立入検査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討する必要がある。

2.4 建築事業に関する検査

(1) 検査事務の概要		
根 拠 法 令 等	建築基準法第12条	
指 導 監 査 の 目 的	違反建築の防止及び建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成を図る。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	建築主・工事施工者等	
対 象 件 数	特定していない。	
定 期 ・ 随 時 の 別	随時に実施	
法令等で定める実施頻度	なし	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	(各地域振興局建設部で検査を実施している。)建設部建築住宅課(本庁の所管課)	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物等の是正指導に関する事務取扱要領 ・秋田県違反建築防止週間実施要領 	
基準・手法	関係機関との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村(合同で週間パトロール、公報掲載) ・指定確認検査機関(建築相談体制の強化) ・関係業界団体(会員への周知等)
	事務の効率化	事務取扱要領を見直し、実態に則した内容に整備
結果等公表の状況	実施計画(内容、パトロール日時)、実施結果立入件数、違反件数等)について、報道機関により公表	
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

25 私学助成（高等学校・中学校）に関する検査指導

(1) 検査指導事務の概要		
根 拠 法 令 等	私立学校振興助成法第12条	
指 導 監 査 の 目 的	学校法人及び学校の管理運営等について、法令、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為及び法人が定める諸規定等を遵守して行われているかについて実施する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	私立学校運営費補助金を受ける学校法人等	
対 象 件 数	5件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	法令等を実施頻度の規定は明記されていないが、書面検査指導、実地検査指導ともに年1回実施している。	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	教育庁総務課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	教育庁総務課学校法人等検査指導実施要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	4人
	研修等	事前に情報の共有、問題点の打合せ
実施内容	計画件数	5件
	実施件数	5件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	なし
結果処理	通知の状況	なし
	公表の状況	なし
	措置等の確認状況	指摘事項なし
実効性向上の方策	特になし	
不適正事案への対応状況	事案なし	
そ の 他	当該事務の幼稚園に係る部分については、平成23年度に当課から教育庁幼保推進課に移管されており、各々独自に検査を実施している。	
(3) 意見		
おおむね適切に行われている。		

26 私学助成（幼稚園）に関する検査指導

(1) 検査指導事務の概要		
根 拠 法 令 等	私立学校振興助成法第12条	
指 導 監 査 の 目 的	学校法人及び学校の管理運営等について、法令、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為及び法人が定める諸規定等を遵守して行われているかについて実施する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類	私立学校運営費補助金を受ける学校法人等	
対 象 件 数	54件	
定 期 ・ 随 時 の 別	定期的に実施	
法令等で定める実施頻度	法令等を実施頻度の規定は明記されていないが、書面検査指導を年1回、実地検査指導を3年に1回行っている。	
指 導 監 査 の 担 当 課 所	教育庁幼保推進課	
(2) 行政監査の結果		
実施要綱等の整備状況	教育庁幼保推進課学校法人等検査指導実施要綱	
実施計画の有無	あり	
実施体制	実施人員	3人
	研修等	事前に検査方針等の打合せ
実施内容	計画件数	18件
	実施件数	18件
	実施率	100.0%
	実施頻度	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり
	関係機関との連携状況	なし
	事務の効率化	検査指導実施課所を北・南の各教育事務所に一部移管することを検討している。また、補助金の執行状況については別途経理検査を実施することとし、当該実地検査では法人・幼稚園の運営、会計制度等に特化している。
結果処理	通知の状況	教育庁総務課から当該事務移管後初年度により、結果分析に時間を要したため、検査終了後、3か月以上経過してから通知しているものがある。
	公表の状況	件数の多い指導・指摘事項について、園長会議、私立幼稚園事務担当者会等で注意喚起の観点から説明している。
	措置等の確認状況	指摘事項は174件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策	口頭指導事項すべてについて措置報告を求め、電話、面談等により指導	
不適正事案への対応状況	事案なし	

<p>そ の 他</p>	<p>当該事務の幼稚園に係る部分については、平成23年度に教育庁総務課から当課に移管されており、各々独自に検査を実施している。</p>
<p>(3) 意 見</p>	
<p>検査指導結果の通知時期について、検査指導終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討する必要がある。</p>	

2.7 児童福祉（保育所）に関する指導監査

(1) 指導監査事務の概要			
根 拠 法 令 等		児童福祉法第46条	
指 導 監 査 の 目 的		保育所における最低基準等の遵守状況について、適正に実施されているかどうかを詳らかにし、必要な助言・指示又は是正の措置を講ずること等により、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保する。	
団 体 ・ 施 設 等 の 種 類		保育所	
対 象 件 数		115件	
定 期 ・ 随 時 の 別		定期的に実施	
法 令 等 で 定 め る 実 施 頻 度		実施方針により、年1回以上	
指 導 監 査 の 担 当 課 所		(教育庁幼保推進課・教育庁北教育事務所・教育庁南教育事務所で指導監査を行っている。) ・教育庁幼保推進課 ・教育庁南教育事務所	
(2) 行政監査の結果			
実 施 要 綱 等 の 整 備 状 況		秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱	
実 施 計 画 の 有 無		あり	
指 導 監 査 の 担 当 課 所 別 状 況		教育庁幼保推進課	教育庁南教育事務所
実 施 体 制	実 施 人 員	3人	3人
	研 修 等	指導監査実施前に担当者研修会を開催	
実 施 内 容	計 画 件 数	35件	35件
	実 施 件 数	35件	35件
	実 施 率	100.0%	100.0%
	実 施 頻 度	満たしている。	満たしている。
基 準 ・ 手 法	事務処理マニュアルの有無	あり	
	関係機関との連携状況	なし	
	事務の効率化	・市町村へ当該事務の権限移譲を促進 ・事前に監査対象箇所から監査資料及び自主点検表の提出を受け、あらかじめ内容を確認の上、監査を実施	
結 果 処 理	通 知 の 状 況	指導監査終了後、1か月以内に通知している。	
	公 表 の 状 況	市町村、社会福祉法人等に対し前年度の指導監査における主な指摘事項等について、各種会議・研修会で資料を配付している。	
	措 置 等 の 確 認 状 況	指摘事項は5件で、すべて措置を確認している。	指摘事項は1件で、措置を確認している。
実 効 性 向 上 の 方 策		・対象施設から自主点検表の提出 ・施設の運営等に特に問題が認められた場合は、特別指導監査を実施	
不 適 正 事 案 へ の 対 応 状 況		事案なし	
(3) 意見			
おおむね適切に行われている。			

28 児童福祉（認可外保育施設）に関する立入調査

(1) 立入調査事務の概要			
根拠法令等		児童福祉法第59条	
指導監査の目的		認可外保育施設指導監督基準の適合状況を実地で審査し、改善指導等を行うことにより、入所児童の適切な保育を確保する。	
団体・施設等の種類		認可外保育施設(児童福祉法第35条第3項の届出をしていない、又は同条第4項の認可を受けていない保育施設)	
対象件数		22件	
定期・随時の別		定期的に実施	
法令等で定める実施頻度		要領では認可外保育施設からの運営状況報告書の審査により施設運営に疑義が生じる施設等となっているが、すべての施設に対して年1回以上実施している。	
指導監査の担当課所		(教育庁幼保推進課・教育庁北教育事務所・教育庁南教育事務所)で指導監査を行っている。 ・教育庁幼保推進課 ・教育庁北教育事務所	
(2) 行政監査の結果			
実施要綱等の整備状況		認可外保育施設立入調査実施要領	
実施計画の有無		あり	
指導監査の担当課所別状況		教育庁幼保推進課	教育庁北教育事務所
実施体制	実施人員	4人	2人
	研修等	担当者研修会を実施	
実施内容	計画件数	2件	17件
	実施件数	2件	17件
	実施率	100.0%	100.0%
	実施頻度	満たしている。	満たしている。
基準・手法	事務処理マニュアルの有無	あり	
	関係機関との連携状況	なし	市(立入調査等に同行)
	事務の効率化	市町村へ当該事務の権限移譲を促進	
結果処理	通知の状況	調査終了後、1か月以内に通知している。	調査終了後、おおむね1か月以内に通知している。
	公表の状況	施設名、所在地、設置主体、開所時間、定員、サービス内容、保育室及び保育従事者の状況、前年度立入調査における改善指示事項、指導監督基準を満たす旨の証明書の有無等について、県ホームページにより公表	
	措置等の確認状況	指摘事項は11件で、すべて措置を確認している。	指摘事項は31件で、すべて措置を確認している。
実効性向上の方策		<ul style="list-style-type: none"> 前年度口頭指導事項が再度見られる場合は文書指導 繰り返し見られる事項については、実施基準の配布や施設長の研修会を実施 施設の運営等に特に問題が認められた場合は、特別立入調査を実施 	
不適正事案への対応状況		事案なし	
(3) 意見			
おおむね適切に行われている。			

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)